

コンプライアンス管理規程

(目的)

第1条 本規程は、特定非営利活動法人多文化センターまんまるあかし（以下「法人」という。）の倫理規程の理念に則り、法人に適用又は適用の可能性のある法令、定款又は内部規程の遵守（以下「コンプライアンス」という。）上の問題を的確に管理及び処理し、もってその事業活動の公正かつ適正な運営に資するための組織及びコンプライアンス施策の実施及び運営の原則を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 法人の役員及び職員（以下「役職員」という。）は、法令、定款及び内部規程の内容を真摯に受け止め、事業活動の業務遂行に際してはコンプライアンスを最優先する。

(組織)

第3条 理事長を法人のコンプライアンス担当責任者とする。

(コンプライアンス担当責任者)

第4条 コンプライアンス担当責任者は、理事会に対し、定期的に法人のコンプライアンスの状況について、報告する。

(報告、連絡及び相談ルート)

第5条 役職員は、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を発見した場合は、速やかにコンプライアンス担当責任者に報告する。ただし、内部通報規程に基づく通報等を行った場合はこの限りでない。

(コンプライアンス違反事案)

第6条 不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する。

(懲戒等)

第7条 役職員が第5条に定める報告を適切に行わなかった場合には、情状によりそれらの者を懲戒処分に処する。

2 懲戒処分の内容は、当該処分の対象者が役員（監事を除く。以下本条において同じ。）の場合は、戒告とし、職員の場合は、戒告、譴責、減給、出勤停止、諭旨退職又は懲戒解雇とする。ただし、役員の場合、自主的に報酬を減額することを妨げない。

(改 廃)

第 8 条 本規程の改廃は、理事会の決議による。

付 則

本規程は、令和 6 年 4 月 1 日より実施する。(令和 6 年 3 月 3 0 日 理事会にて議決)